

宇 治 市

勤労者住宅資金融資制度

宇治市では、市内に住んでおられる勤労者の方の住生活の向上を図るため、近畿労働金庫と協力し住宅の新築、購入、増・改築、修繕の資金を長期・低利で融資しています。

1 申し込みのできる方

- (1) 宇治市内に住所を有している人
- (2) 宇治市内に自ら居住する住宅の新築、購入、増改築又は修繕のために資金を使用する人
- (3) 現勤務先に、勤続1年以上の給与所得者である人
- (4) 前年の収入が150万円以上1,000万円以下である人
- (5) 申し込み時の年齢が18歳以上60歳未満の人
- (6) 市税の滞納がない人
- (7) 取扱金融機関の指定する保証機関の債務保証を受けることができる人
- (8) 申し込み時にこの制度による資金の融資を受けていない人
- (9) 宇治市長及び取扱金融機関において、融資条件に適合し償還能力があると承認した人

申し込み時に工事が完了している場合、所有権移転、保存登記等が完了している場合及び工事費、購入費が支払われている場合は融資できません。

2 融資を受けることができる住宅

申込人が住むための住宅に限ります。

- (1) 専用住宅の新築及び購入（既存住宅の購入を含む。）
- (2) 増・改築、修繕

新築、購入の場合で自己名義の住宅を既に所有している人は、その住宅を処分（売却等）することが条件となります。（売買契約書等の書類（写）を提出してください。）

3 融資の条件

(1) 融 資 額

新築及び購入 700万円まで（10万円単位）

増・改築、修繕 500万円まで（10万円単位）

借家の増・改築、修繕については、50万円以内（貸主の承諾が必要になります。）

国、市、公益法人等により助成を受ける場合は、助成額を除いた額となります。

(2) 利 率

「変動金利」 年利 0.675%（元利均等返済、延滞利率年14.5%）

「固定金利選択型」

・固定10年もの 年利 1.000%（元利均等返済、延滞利率年14.5%）

・固定5年もの 年利 0.950%（元利均等返済、延滞利率年14.5%）

償還期間内で上記の固定金利を選択することができます。

この場合、選択時点での利率が適用されます。（利率は、金融情勢により変更します。）

(3) 償 還 期 間

無担保の場合 10年以内、有担保の場合 20年以内

（ただし、固定金利を選択した場合は、取扱金融機関の規定によります。
いずれも最終返済時の年齢が満76歳未満である必要があります。）

(4) 債務保証

機関保証 日本労働者信用基金協会の保証を受けていただきます。(保証料が必要になります。)

連帯保証 共有名義者及び収入合算者は連帯保証人としてください。

保証料のお支払いは

- ・無担保の場合は0.7%または1.2%の月次後払い(借入金利に保証料率を加算)方式
- ・有担保の場合は0.08%~0.36%の範囲で一括前払い(借入時に一括支払い)方式
または月次後払い方式の選択となります。

(5) 担保等

融資額が310万円以上の場合は抵当権を設定します。(第1順位の抵当権設定を原則としています。)

設定手続きについては取扱金融機関の代理人が行います。(設定手続き費用及び取扱金融機関の手数料が必要になります。)

(6) 取扱金融機関 近畿労働金庫宇治支店

4 申し込みの方法と必要な書類

申し込みは、取扱金融機関で受け付けています。取扱金融機関に備え付けてある(1)の申込書に必ず申し込み人本人が記入し(2)以下の書類を添えて、提出してください。

- (1)勤労者住宅資金融資あっせん申込書
- (2)勤務先の健康保険証(写)
- (3)所得証明書 市区町村が発行する所得証明書(収入合算者も必要です。)
- (4)市税の完納証明書 市区町村が発行する(市税の滞納がないことの)証明書
- (5)保証依頼書(申込人及び連帯保証人本人が記入し、実印を押印してください。)
- (6)住民票抄本
- (7)工事契約書、工事見積書又は売買契約書(原本を提示してください。)
- (8)対象物件の土地及び建物の登記簿謄本(申し込み日の直前に発行されたもの)

(新築、建売購入は、土地のみ。但し、持家を取壊して新築される場合は、取壊し家屋の登記簿謄本が必要となります。)
- (9)建築確認通知書(写)(建築基準法に基づく確認が必要な場合のみ)
- (10)印鑑証明書
- (11)金利の特約書(取扱金融機関の所定の書式)

その他必要に応じ、上記以外の書類を提出していただくことがあります。

5 融資の決定まで

宇治市及び取扱金融機関で審査を行い、取扱金融機関が融資の決定をします。

融資が決定した時は取扱金融機関から融資決定通知書が送られてきます。融資決定通知書を受け取られた方は、取扱金融機関の指定する書類(二次書類)を提出してください。

6 融資の期日

融資は、決定通知書が交付され、二次書類を提出された後、取扱金融機関の指定した日となります。ただし、抵当権の設定を必要とする場合は設定後に、増・改築、修繕の場合は工事完了後になります。

7 償還の方法

償還は、元利均等月賦償還又は、月賦・半年賦併用償還（融資額100万円以上）で、取扱金融機関の普通預金口座から自動引き落としとなります。

8 工事（売買）の完了報告

融資を受けられた方は、工事・売買が終了した後、直ちに取扱金融機関に完了報告をしてください。報告に必要な書類は、取扱金融機関にお問い合わせください。

9 調 査

申込人に対し申込み内容、借入人に対し融資後の資金用途等について調査を行うことがあります。

10 変更の手続

借入人及び連帯保証人は、住所、印鑑、勤務先、その他借入時の内容に異動が生じた場合は、直ちに取扱金融機関に通知し、所定の手続きをしてください。

11 そ の 他

建築基準法等の法令に合致しない物件に対する融資はできません。

お問い合わせ・ご相談は...

近畿労働金庫宇治支店

0774-22-2829

宇治市役所 産業振興課 成長支援係

代表：0774-22-3141

（内線 75306）

直通：0774-39-9621